

## ●香川県監査委員公表第7号

平成21年2月18日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成21年3月31日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝規  
同 鍋嶋 明人  
同 仲山 省三

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

仲多度郡琴平町苗田972-1 今岡 靖夫

#### 2 請求書の提出

平成21年2月18日（請求書の日付は同月17日）

#### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求は、「別紙事実証明書（①非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例抜粋写し、②香川県議会事務局職員作成の昨年度各委員会開催状況抜粋写し、③知事の付属機関の委員会等の委員の日額報酬一覧抜粋写し、④本年1月23日付朝日新聞写し）の記載によると、氏名不詳の香川県職員は、（a）収用委員会の委員報酬について月額18万円、（b）労働委員会の委員報酬について14万9千円、（c）選挙管理委員会の委員報酬について月額18万円の公金を支出しているが、昨年度の各委員会開催日数は、（a）については月平均1日、（b）については月平均1.8日ないし1.9日、（c）については月平均1.2日しか勤務をしていない実態が明白であり、事実証明書④記載の判決法理により当該公金支出は違法な公金支出となるのである。例えば、収用委員会の委員は、日給（日額）18万円を受領していることになるのであり、その他の委員についても同様に地方自治法第203条の2第2項の規定に違反するものである。知事の付属機関の各種委員会の委員、例えば、香川県情報公開審査会の委員、香川県個人情報保護審議会の委員その他の委員については、別紙事実証明書③記載の通り日額9,000円しか支出していないのである。別紙事実証明書④記載の通り、判決は、勤務実態が常勤の職員と異なる場合に限り、地方自治法第203条の2第2項但し書の例外規定が適用できるに過ぎないとしているのである。別紙事実証明書④記載の判決法理により上記記載の各委員に対する月額報酬の公金支出は違法であることは明白であり、本件支出は地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出に該当するものであるので、本件住民監査請求は、当該公金支出行為の差し止めを求めるものである。よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法な公金支出を差し止めるほか、当該公金支出がなされた場合には、当該公金支出について責任を有する者に対して、当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」といふものである。（別紙事実証明書省略）

### 第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第172条に規定する請求書の要件を具備しているものと認め、平成21年2月20日これを受理した。

### 第3 個別外部監査契約に基づく監査

## 1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」（以上原文のとおり）として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件請求は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

## 2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対する月額報酬の公金支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

## 第4 監査の実施

### 1 監査対象事項

収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員の月額報酬（以下「当該委員報酬」という。）の支出が地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局

政策部、土木部、労働委員会事務局及び選挙管理委員会事務局

### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年2月26日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

## 第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

### 1 事実関係の確認

関係書類等を調査して、次の事項を確認した。

#### (1) 当該委員報酬の支出の根拠について

地方自治法第180条の5第1項及び第2項の各号に掲げる委員会及び委員（以下「行政委員会等」という。）の委員報酬については、地方自治法第203条の2第2項本文において「その勤務日数に応じてこれを支給する。」と規定されているが、同項ただし書において「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定されている。

本県においては、行政委員会等の委員は、定例あるいは臨時に開催される会議に出席するだけでなく、事案の検討等に当たっての準備や、常に調査・研究を行うなど高度な知識・経験を取得することが求められており、その勤務の実態については単に会議への出席のみをも

って判断することはできないこと、また、当該委員は法に基づく権限を行使するに当たり、専門的かつ多岐にわたる高度な判断を要求されるという重大な職責を担っていることから、その報酬については、委員の職務内容や職責を勘案して、日額ではなく月額とし、非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号。以下「本件条例」という。）第2条において、収用委員会については、会長は月額191,000円、委員は月額18万円の報酬額が、労働委員会については、会長は月額191,000円、公益委員は月額18万円、使用者委員及び労働者委員は月額149,000円の報酬額が、選挙管理委員会については、委員長は月額191,000円、委員は月額18万円の報酬額がそれぞれ定められている。

なお、本件条例で定める月額報酬額については、知事等の給与等の特例に関する条例（平成17年香川県条例第2号）により、平成17年度から10%減額されている。

#### (2) 当該委員報酬の支出状況について

当該委員報酬については、平成20年度の支出関係書類を確認したところ、本件条例、知事等の給与等の特例に関する条例及び香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「本件条例等」という。）に基づき適正に支出されていた。

### 2 判断

#### (1) 本件監査請求における請求人の主張は、県職員が本件条例等に基づき、当該委員報酬を支出することが違法な公金の支出に該当するというものである。

その主張の論拠は、行政委員会等の委員の報酬については、当該委員の勤務実態が常勤の職員と異なる場合に限り地方自治法第203条の2第2項ただし書の例外規定が適用できるに過ぎないとする大津地方裁判所の判決（平成19年（行ウ）第10号 公金支出差止め請求事件）の法理からすると、収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対する月額報酬を支給するとした本件条例の規定は同法の趣旨に反し無効であり、収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対して無効な条例に基づいて行う月額報酬に係る支出負担行為及び支出命令は、同法第242条第1項の「違法な公金の支出」に該当するというものと解される。したがって、請求人の主張は、具体的な財務会計行為の違法性を問うものである。

しかし、本件条例第1条は、収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対して、この条例の定めるところにより報酬を支給すると規定し、同条例第2条において、当該委員報酬の額を一義的に定めているところであり、県職員は、当該委員報酬を支出するという職務上の義務を有していることから（地方自治法第203条の2第1項）、当該委員報酬の支出原因（任命や選任）があれば、本件条例等の規定に基づき必ず支出負担行為及び支出命令を行わなければならず、本件条例の適用に当たり県職員には全く裁量の余地がないところである。

したがって、本件監査請求に係る監査対象事項は、当該委員報酬の支出の根拠である本件条例の規定の違法性の有無であると解される。

#### (2) ところで、地方自治法第199条第1項の規定によると、監査委員の職務権限は「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」の監査とされている。この「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含すると解されており、公金の支出に関しては、支出負担行為及び支出命令等の具体的な財務会計行為は監査の対象となるが、その財務会計行為の根拠である条

例そのものは監査の対象とならないと解される。このため、同法第242条第1項に規定する監査対象事項の範囲についても、具体的な財務会計行為に限られ、条例そのものは含まれないと解される。

- (3) 以上のことから、本件監査請求に係る監査対象事項と解される本件条例の規定の違法性の有無については、地方自治法第242条第1項に規定する監査の対象となるものではないといわざるを得ず、本件監査請求については、これを却下する。

## 第6 県への要望

当監査委員は、本件監査請求について上記のとおり却下するものであるが、県において今後の対応について、より一層県民の理解が得られるよう、検討することを要望する。